まん延防止等重点措置に基づく要請

別添資料１

① 区域　　大阪府全域

② 要請期間　まん延防止等重点措置を実施すべき期間（令和４年１月27日～２月20日）

【大阪府が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されることを条件とする】

③ 実施内容

●府民への呼びかけ　（特措法第24条第９項、第31条の６第２項に基づく）

○ **混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること**（法第24条第９項）

○ **営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと**（法第31条の６第２項）

○ **会食を行う際は、４ルールに留意すること**（法第24条第９項）

- **同一テーブル４人以内**
- **２時間程度以内での飲食**
- **ゴールドステッカー認証店舗を推奨**
- **マスク会食※の徹底**

※　疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

○ 感染防止対策（３密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底（法第24条第９項）

○ 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること（対象者全員検査で陰性を確認した場合は対象外）（法第24条第９項）

○ 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること（無料検査事業を実施）（法第24条第９項）

○ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること（法第24条第９項）

●<u>大学等へのお願い</u>（特措法第24条第９項に基づく）

- ○　**発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること**
- ○　**部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食を自粛すること**
  （対象者全員検査を実施する場合は活動可能）
- ○　**感染リスクの高い、自宅・友人宅での飲み会や多人数が集まる会食を自粛すること**
- ○　感染防止と、面接授業・遠隔授業の効果的実施による学修機会の確保の両立を図ること
- ○　学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

●<u>経済界へのお願い</u>（特措法第24条第９項に基づく）

○　**在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること**

○　**休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること**

○　**国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者※は、BCP（事業継続計画）の点検を行い、必要な業務を継続すること**（法に基づかない働きかけ）

※　国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者（例）

- 医療関係（病院、薬局等）
- 生活支援関係（介護老人福祉施設、障がい者支援施設等）
- インフラ運営関係（電力、ガス等）
- 飲食料品供給関係（飲食料品の流通、ネット通販等）
- 生活必需物資供給関係（家庭用品の流通、ネット通販等）
- 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ等）
- 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容等）
- 金融サービス（銀行、クレジットカードその他決済サービス等）
- 物流・運輸サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、航空、郵便等）
- 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後クラブ等）

○　高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと

○　業種別ガイドラインを遵守すること

●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）　（特措法第24条第９項に基づく）

➢ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

【チケット販売が開始された場合には、１月28日まで販売されたものに限り、以下の要件を満たさずとも、チケットのキャンセル不要】

	感染防止安全計画策定　※２	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限　※１	20,000人まで （対象者全員検査により、収容定員まで追加可※３）	5000人
収容率　※１	１００％　※４	大声なし：100％、大声あり：50％　※５

◆　感染防止安全計画は、イベント開催日の２週間前までを目途に大阪府に提出すること

◆　「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より１年間保管すること

◆　国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

※１　収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ２ｍ、最低１ｍ）を確保し、大声なし：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
※２　参加人数が5000人超のイベントに適用
※３　対象者全員検査における陰性を確認する対象者は、人数上限（20,000人）を超える範囲の入場者とする
対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要
※４　安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
※５　「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義
※６　飲食提供は、５時～21時。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は11時～20時30分）
業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル４人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

●施設について（府有施設を含む）　飲食店等への要請（特措法第31条の６第１項、第24条第９項に基づく）

<table>
<tr><th rowspan="2">施　設</th><th colspan="2">要請内容</th></tr>
<tr><th>ゴールドステッカー認証店舗
（８ページ参照）</th><th>その他の店舗</th></tr>
<tr>
<td>【飲食店】
飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
【遊興施設】
キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
【結婚式場等】
飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合</td>
<td>○以下の①又は②のいずれかとすること
（法第31条の６第１項）
<table>
<tr><th></th><th>営業時間短縮</th><th>酒類提供(持込み含む)</th></tr>
<tr><td>①</td><td>５時～21時</td><td>11時～20時30分</td></tr>
<tr><td>②</td><td>５時～20時</td><td>自粛</td></tr>
</table>
○同一テーブル４人以内（法第24条第９項）
（５人以上のグループの場合、テーブルを２つ以上に分けること）
ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※は同一テーブル５人以上の案内も可
※対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要</td>
<td>○以下のとおりとすること
（法第31条の６第１項）
<table>
<tr><th>営業時間短縮</th><th>酒類提供(持込み含む)</th></tr>
<tr><td>５時～20時</td><td>自粛</td></tr>
</table>
○同一グループ・同一テーブル４人以内（法第24条第９項）
（５人以上の入店案内は控えること）</td>
</tr>
</table>

【営業にあたっての要請事項】

（特措法第31条の６第１項に基づくもの）

○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）　○アクリル板の設置等

○上記のほか、特措法施行令第５条の５各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

（特措法第24条第９項に基づくもの）　**○業種別ガイドラインの遵守を徹底　○利用者に対し２時間程度以内での利用を要請**

○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第31条の６第１項に基づく）

施設の種類	内　訳	要請内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	**○以下の感染防止対策を徹底すること** （法第31条の６第１項） **入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、入場者に対するマスク着用の周知、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保　など**
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション　等	

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第31条の６第１項、第24条第９項に基づく）

施設の種類	内　訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	**【人数上限・収容率】** **イベント開催時は、** **イベント開催制限と同じ**（法第24条第９項） **【その他】（1000㎡超の施設に要請）** **○以下の感染防止対策を徹底すること** （法第31条の６第１項） **入場者の整理等** **（人数管理、人数制限、誘導等）、** **入場者に対するマスク着用の周知、** **アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保　など**
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館　（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ　等	
博物館等	博物館、美術館　等	

※　飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

感染防止認証ゴールドステッカー　制度概要

参考

概　要

感染症に強い強靭な社会・経済の形成を図っていくため、
飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる
環境整備につながる、認証制度。

対　象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

（例）
- アクリル板等の設置（座席間隔の確保）
- 手指消毒の徹底
- 食事中以外のマスク着用の推奨
- 換気の徹底、CO2センサーの設置
- 症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
- コロナ対策リーダーの設置　　等

問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター　（開設中）
電話番号：０６－7178－1371
開設時間：平日9時30分～17時30分

まん延防止等重点措置コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：**平日９時３０分～１７時３０分**
※ただし、本日1/25(火)は 22時まで
1/29(土)、1/30（日）は ９時30分～17時30分

開設

受付電話番号：０６－７１７８－１３９８

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定